

Q&A

番号	質問	回答
1	市の給付金は、どのような仕組みでしょうか。	国の持続化給付金の対象外となる令和2年（2020年）の新規創業者で一定の条件を満たした方に給付する仕組みです。 注）事業承継や法人化等した方は、国の持続化給付金の対象です
2	最大どれくらい給付されるのでしょうか。	法人、個人事業主問わず1事業者当たり最大30万円です。
3	給付金の使途は限定されるのでしょうか。	使途に定めはありません。
4	どのような事業者が給付の対象となるのでしょうか。	以下を満たす方が給付の対象です。 (1)令和2年（2020年）1月1日から令和2年（2020年）4月1日までの間に創業し事業収入を得ていること (2)法人は、帯広市内に本店又は支店があること。個人事業主は、住所又は事業所等が帯広市内であること。 (3)今後も事業を継続する意思があること (4)創業後4月までの間に最も売上のあった月と、その月以降5月までの間に50%以上売上が減少した月が存在すること
5	法人の規模に条件はあるのでしょうか。	国の持続化給付金と同様、次に該当する法人が対象です。 ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること ②①が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
6	営んでいる事業によっては、不給付となることがあるのでしょうか。	国の持続化給付金の「不給付要件」に該当する事業を営んでいる方は、対象外です。詳細は、国の持続化給付金申請規程をご覧ください。
7	2019年以前から事業収入を得ている事業者であるが、売上の減少が50%未満であり、国の持続化給付金の対象外であった。市の給付金は対象となるのでしょうか。	2019年以前から事業収入を得ている方は、市の給付金の対象外です。

Q&A

番号	質問	回答
8	北海道の「休業協力・感染リスク低減支援金」の給付を受けたが、この給付金も該当する。申請してよいのでしょうか。	申請可能です。
9	休業等していないが、対象となるのでしょうか。	休業等の有無は問いません。
10	どのように申請するのでしょうか。	郵送による申請とします。 【郵送先】 帯広市経済部商業労働室商業労働課 〒080-8670帯広市西5条南7丁目1 庁舎7階 電話番号：0155-65-4164（平日8時45分～17時30分）
11	給付金の申請期限は、いつまででしょうか。	令和2年8月31日（月）期限です（当日消印有効）
12	帯広市内に本店が無ければ、市の給付の対象とならないのでしょうか。	次に該当する場合は、給付金の対象です。 法人：帯広市内に本店又は支店があること 個人事業主：個人事業主は、住所又は事業所等が帯広市内であること。
13	本店所在地は帯広市ではないが、帯広市内に支店がある。どのように申請すればよろしいでしょうか。	申請書に支店等の情報を記入いただくほか、支店の所在地がわかる資料（ホームページや広告の写しなど）を提出してください。
14	本店所在地は帯広市でなく、帯広市内に支店も無い。ただし、営業等で帯広市内の業者との取引が多数あるが、現在は自粛し売上が落ちている。市の給付の対象となるのでしょうか。	帯広市内に本支店の無い法人は、市の給付の対象外です。
15	住民票が他都市にある個人事業主であるが、帯広市内に店舗を構えている。市の給付の対象となるのでしょうか。	店舗の所在地がわかる資料（ホームページや広告の写しなど）を提出いただければ、市の給付の対象です。
16	住所や事業所等が他都市にある個人事業主であるが、帯広市内の業者との取引が多数ある。市の給付の対象となるのでしょうか。	住所又は事業所等が帯広市外である個人事業主は、給付金の対象外です。

Q&A

番号	質問	回答
17	住所や事業所等が他都市にある個人事業主であるが、帯広市内の コワーキングスペースで業務を行っている。市の給付の対象となる のでしょうか。	住所又は事業所等が帯広市外である個人事業主は、給付金の対象 外です。
18	住所や事業所等が他都市にある個人事業主であるが、帯広市内の イベントスペースに出展し活動している。市の給付の対象となる のでしょうか。	住所又は事業所等が帯広市外である個人事業主は、給付金の対象 外です。
19	住所が帯広市にある個人事業主として全国の催事場で商品を販売 しているものの帯広市内での販売実績は無い。市の給付の対象と なるのでしょうか。	住所が帯広市内である個人事業主であるため、給付金の対象で す。
20	設立や開業時期に定めはありますか。	令和2年（2020年）1月1日から令和2年（2020年）4月1日までの 間に会社設立又は開業した方が対象です。 注）注）事業承継や法人化等した方は、国の持続化給付金の対象 です
21	新規創業したことを証明する書類は、どのようなものがあります か。	以下に掲げるものをご準備ください。 法人：商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又は法人設立届出 書 個人事業主：個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告 書
22	届出を失念しており、新規創業したことを証明する書類がありま せん。給付の対象となるのでしょうか。	令和2年（2020年）1月1日から令和2年（2020年）4月1日までの 間に会社設立又は開業したことを証明する書類を提出できない場 合は、給付の対象となりません。
23	3月に会社設立又は開業する予定であったがコロナウイルスの影 響で取り止めた。市の給付の対象となるのでしょうか。	令和2年（2020年）1月1日から令和2年（2020年）4月1日までの 間に会社設立又は開業していない方は、市の給付金の対象外で す。

Q&A

番号	質問	回答
24	閉店・廃業を考えているが給付金の対象となりますでしょうか。	「今後も事業継続する意思」があることが給付金の対象です。そのため、閉店・廃業を検討している又は閉店・廃業した場合は対象外です。
25	2019年までは個人事業主であったが、2020年1月からは法人化した。法人としては、新規創業であることから市の給付の対象となるのでしょうか。	国の持続化給付金の対象となるため、市の給付金は対象外です。
26	2020年1月に事業承継したのですが、市の給付の対象となるのでしょうか。	国の持続化給付金の対象となるため、市の給付金は対象外です。
27	売上を比較する月は、2020年のどの月でもよいのでしょうか。	創業した月から2020年4月までの間で最も売上の多かった月と、その月以降5月までの間で50%以上売上が減少した月を比較します。
28	給付額は、どのように算出されるのでしょうか。	以下の算定式で算出します。 $S = (A - B) \times 12 \text{ か月}$ S：給付額 最大30万円 A：創業した月から4月までの期間で最も売上のあった月 B：Aで選択した月以降、5月までの期間で50%以上売上が減少した月
29	「創業した月から4月までの期間で最も売上のあった月」は、どのように証明するのでしょうか。	売上台帳や帳面など、事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。
30	売上台帳や帳面は、給付金の算出のために選択した2か月分のみを提出すればよろしいのでしょうか。	該当する2か月分の売上台帳や帳面の提出をお願いします。
31	北海道や帯広市からの休業支援金は、売上に計上するのでしょうか。	売上への計上は不要です。 (休業支援金のほか、各種補助金や交付金は、売上以外の収入)

Q&A

番号	質問	回答
32	創業後、売上が減少せず現状維持であった場合は対象となりますでしょうか。	5月までの期間で50%以上の売上減少が確認できない場合、対象外です。
33	創業し、営業活動を行ったが、全く来店や受注等が無く、毎月の売上が0円であった。この場合、給付金の対象となるのでしょうか。	収入を得ていることが条件であるため本給付金の対象外です。
34	創業したものの、コロナウイルスの影響で店舗をオープンできず売上が0円であった。この場合、給付金の対象となるのでしょうか。	店舗をオープンしていない場合は、営業が行われていないため、給付金の対象外です。
35	創業した月が最も売上が低い以下の場合、給付金の対象となるのでしょうか。 1月：5万円 2月：20万円 3月：20万円 4月：20万円 5月：20万円	創業した月から4月までの期間で最も売上のあった月以降、5月までの間で50%以上売上が減少した月が確認できないため対象外です（コロナウイルスによる売上減少が確認できないため対象外です）。